

## 防府市文化財保護指導員設置要綱

昭和54年4月1日制定

(趣旨)

第1条 本要綱は、防府市に所在する指定文化財及び埋蔵文化財等の保護を目的とし、市長が委嘱した文化財保護指導員（以下、「指導員」という。）に関する必要事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 指導員は、若干名とし、次に掲げる条件を具備し業務遂行に相当と認められる者を市長が委嘱する。

- (1) 文化財保護に関心を有し、郷土の文化財に精通した者。
- (2) 指導力及び行動力に富み、且つ人格円満な者。

(委嘱の期間)

第3条 指導員の委嘱期間は、4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。ただし期間満了の日に市長の承認を得た場合は再委嘱できるものとする。また、事業年度の途中において、欠員の補充として委嘱する場合は、前任者の任期の残任期間とする。

(解嘱)

第4条 指導員が次のいずれかに該当する場合は、市長は、これを解嘱することができるものとする。

- (1) 本要綱の目的に反する行為をなし、指導員として不適格と認められる場合。
- (2) 心身に故障をきたし業務の遂行が不能と認められる場合。
- (3) 本人から辞職の申し出があった場合。

(業務)

第5条 指導員は、法律上の権限を何ら有しないが、文化財保護について市長に協力し、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指導員は、非常勤とし、指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地の巡視を1箇月1回以上行いその保護につとめるほか、随時積極的に巡視すること。

また、巡視にあたり次に挙げる事項に留意すること。

ア 指定文化財のき損及びその行為並びに無断現状変更及び埋蔵文化財包蔵地の開発行為等を発見した場合は、直ちにその状況を市長へ報告すること。

イ 指定文化財の保存管理上必要と思われる報告をすること。

ウ 指定文化財の巡視中は、所有者の人格を尊重し親切丁寧な態度で対応すること。

エ 業務の処理上知り得た事実のうち守秘の必要を認められるものは、第三者に漏らしてはならない。

(2) 指定文化財の破壊防止、環境保全及び景観維持等に留意し、文化財保護課に関して啓発を行うこと。

(3) 指定文化財の急迫的状況の発見及び埋蔵文化財の発見については、直ちに市長へ報告すること。

(4) 火気使用、喫煙等について、防災上の適切な措置をとるべく指導すること。

(報告及び情報の提供)

第6条 指導員は、毎月の業務実施状況を翌月の10日までに防府市文化財保護指導員業務報告書(第1号様式)をもって市長に報告し、緊急に連絡を必要とする場合は、随時報告をするものとする。

(活動費)

第7条 指導員の活動費は、毎年予算の範囲内で、市長が定める額(年額)を支給するものとする。

附 則

本要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、令和5年4月1日から施行する。

